

第62号議案

令和元年度芦屋市各会計決算の認定について

令和元年度芦屋市各会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて市議会の認定に付する。

令和2年9月9日提出

芦屋市長 伊藤 舞

記

- 1 令和元年度芦屋市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度芦屋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度芦屋市公共用地取得費特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度芦屋市都市再開発事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度芦屋市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和元年度芦屋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和元年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 8 令和元年度芦屋市^{打出}芦屋_{津知}財産区共有財産会計歳入歳出決算
- 9 令和元年度芦屋市^三条_{津知}財産区共有財産会計歳入歳出決算

参 照

地方自治法抜粋

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(第6項及び第7項省略)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

(第6項、第7項及び第8項省略)